

政策会議付議事案書（令和元年8月9日）

提案課名 人事課・行政経営課・経営総務課

報告者名 青木裕一・小泉康男・志村高史

<p>事案名</p>	<p>会計年度任用職員制度の導入について</p>	<p>資料 無</p>
<p>目的 ・ 必要性</p>	<p>平成29年5月に公布された改正地方公務員法及び改正地方自治法により、令和2年4月1日から「会計年度任用職員制度」が実施されます。</p> <p>会計年度任用職員制度では、同一労働同一賃金の考え方に従い、給与・報酬が常勤職員の給料月額と均衡を図った額になるとともに、期末手当の支給対象になることから、会計年度任用職員の給料月額や手当等を新たに規定するため、「秦野市職員の給与に関する条例」及び「秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部を改正するほか、育児休業の取得や休職期間の規定、非常勤特別職の整理等を行うために「秦野市職員の育児休業等に関する条例」ほか関係条例について所要の改正を行うものです。</p>	
<p>経過 ・ 検討結果</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年 5月 改正地方公務員法及び改正地方自治法の公布 ・平成30年 2月 総務省による制度説明会 [県人事給与主管部課長会議] ・ " 7月 人事課主催による「会計年度任用職員制度」説明会の実施 ・ " 7月～8月 各課等へのヒアリング及び制度設計の検討 ・平成31年 1月 総務省による制度説明会 [県人事給与主管部課長会議] ・ " 2月及び6月 県央7市との情報・意見交換会の実施 ・ " 4月 令和2年度の人件費影響額の調査実施 ・ " 6月～7月 各課等へのヒアリング（2回目） <p>【制度の概要】</p> <p>1 任用に関する事項</p> <p>(1) 勤務時間 会計年度任用職員は「フルタイム」で勤務する職員と「パートタイム（短時間）」で勤務する職員とに分類されます。</p> <p>(2) 休暇</p> <p>ア 有給休暇</p> <p>(ア) 年次休暇 現行どおり、任用期間の勤務日の日数に応じて付与します。 なお、再度任用された場合には、前年度の未消化分を繰り越せません。</p> <p>(イ) 結婚休暇、忌引休暇等</p> <p>イ 無給休暇 産前・産後休暇、育児休業、子の看護、介護休暇等とします。</p>	

(3) 再度の任用について

任用期間は年度内となりますが、再度の任用ができます。国の運用では2回まで再度の任用が可能です（計3年間任用）。任用の固定化を防ぐため、本市では国に準じて3年任用とします。

2 給与等に関する事項

(1) 給与等の種類

ア フルタイム会計年度任用職員

常勤職員と同様に、給料及び各種手当が支給されます。

イ パートタイム会計年度任用職員

報酬、期末手当及び費用弁償が支給されます。

ただし、上下水道局で任用する職員は、フルタイム会計年度任用職員と同様に給料及び各種手当が支給されます。

(2) 給料及び報酬の額

給料表を用いて号給を決定します。

(3) 給料及び報酬額の上限設定

再度の任用により3年任用となることに合わせて、初任給から12号給（3年×4号給）を上限とします。

(4) 地域手当

フルタイム会計年度任用職員には、6%の地域手当を支給するとともに、パートタイム会計年度任用職員には、同率の地域手当相当分の報酬額を加算して支給します。

なお、(1)の給料及び報酬の額に、地域手当又は地域手当相当分の報酬を加算した額が、現在任用している臨時的任用職員及び特定職員の報酬等の額と比較して同一以上の額となるようにします。

(5) 期末手当

常勤職員と同じ年間2.6月分を上限として支給することとします。

なお、支給対象者は6ヵ月以上の任用期間があり、週20時間以上勤務している者としてします。

3 その他

国からの非常勤特別職の整理に関する指導に基づき、本市の条例において非常勤特別職として規定されている「法務専門調査員」及び「秦野市環境創出行為紛争調整相談員」を会計年度任用職員として位置づけます。

【職の整理の考え方について】

会計年度任用職員制度の実施に伴い、現在、臨時的任用職員及び特定職員として任用している職員のうち、本来、常勤職員が行うべき業務を補助的に担っているものについては、順次廃止すると同時に、必要に応じて、定数条例に規定する定数の上限内において、常勤職員を配置することを検討します。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>1 上記、「2 報酬等に関する事項」に基づき、「秦野市職員の給与に関する条例」及び「秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を一部改正すること。</p> <p>2 育児休業の取得や休職期間の規定、非常勤特別職の整理等を行うため「秦野市職員の育児休業等に関する条例」ほか関係条例について所要の改正を行うこと。</p> <p>※ 関係条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ・ 秦野市職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例 ・ 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・ 秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例 ・ 秦野市職員の退職手当に関する条例 ・ 秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ・ 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ・ 秦野市行政不服審査法施行条例
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和元年第3回定例会に条例案を上程。施行日は、令和2年4月1日とします。</p>

会計年度任用職員制度の実施に伴う職の整理の考え方について

令和元年 8 月 9 日

行政経営課・人事課

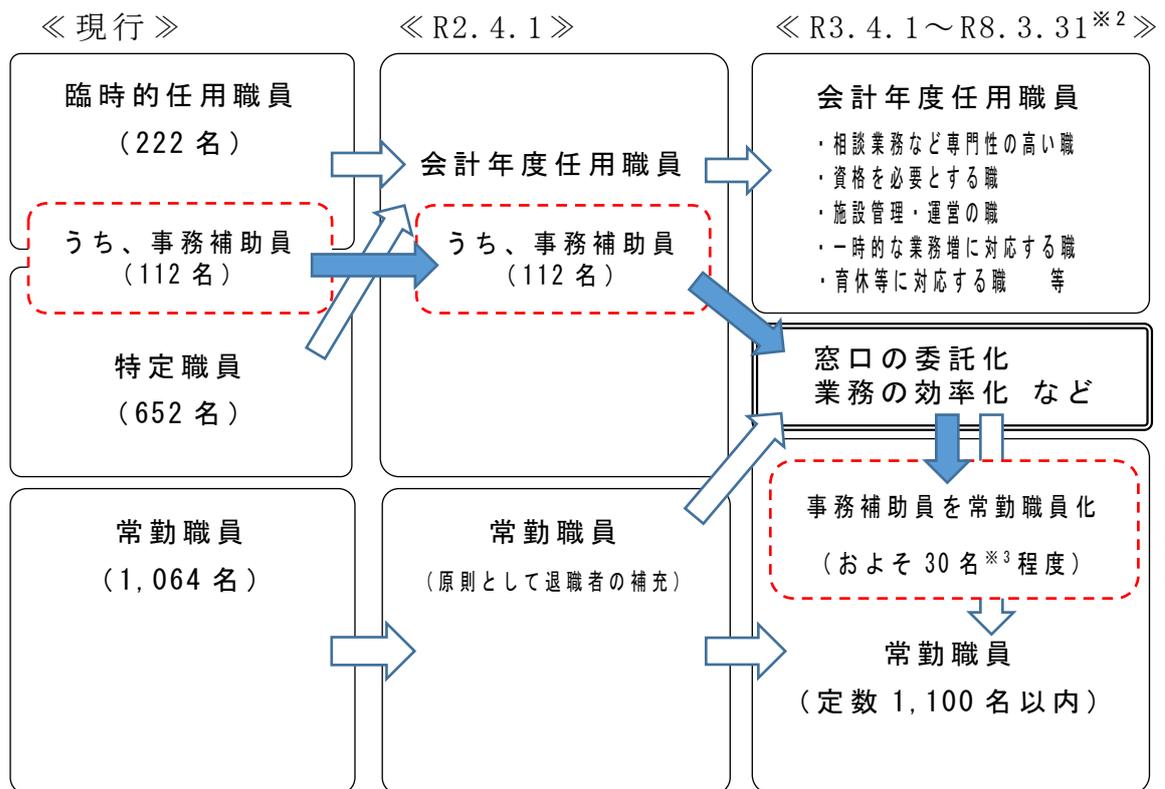
1 今後の方向性について

会計年度任用職員制度の実施に伴い、現在、臨時的任用職員及び特定職員として任用している職員のうち、本来、常勤職員が行うべき業務を補助的に担っているものについては、一旦、会計年度任用職員に移行した後、順次廃止すると同時に、必要に応じて、定数条例に規定する定数の上限内で常勤職員を配置するものです。

2 手法について

窓口の委託化や業務の効率化などを進め、定数の範囲内で、常勤職員を会計年度任用職員に代えて配置することなどを検討します。

【今後の定員管理のイメージ図※1】



※1 H31.4現在の人数をベースに、今後の方向性をイメージした図です。

※2 この考え方では、原則としてその取組期間を「秦野市職員定数最適化計画」の計画期間に合わせることで、段階的に取り組むものとします。

※3 会計年度任用職員を勤務時間数や業務の質を考慮し常勤職員に換算した人数ですが、見込みの人数であるため、変動する可能性があります。

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、新たに導入される会計年度任用職員制度により任用する職員の給与の支給等について定めるため、改正するものであります。

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第204条第3項並びに」に改め、「給料」の次に「、報酬」を加える。

第13条第1項中「以下」の次に「第25条第2項を除き」を加える。

第17条第1項前段中「この条から第17条の3まで」を「この条から第18条まで及び第31条」に改める。

第18条第1項前段中「6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）」を「基準日」に改める。

第21条中「施行に関し」を「施行について」に改め、同条を第47条とし、第20条の次に次の26条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第21条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償については、この条から第46条までに定めるところによる。

2 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当とし、同項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(会計年度任用職員の給与の支払)

第22条 第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額（次条第1号において「基準月額」という。）は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の6を加算した額とする。

2 前項の職務の級は、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた別表第5に掲げる基準となる職務に基づき分類し、その号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第24条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 その職員の基準月額に12を乗じて得た額を、その職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数から規則で定める時間数を減じて得た数で除して得た額（以下「1時間報酬額」という。）
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 1時間報酬額にその職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額
- (3) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 1時間報酬額にその職員について定められた1か月当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第25条 第6条の規定は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について準用する。

2 時間額又は日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬は、その者の勤務した時間数又は日数に応じて、その勤務した月の翌月の16日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）に支給する。ただし、市長が必要と認める場合は、支給日を繰り上げることができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第26条 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成2年秦野市条例第3号。以下この条及び第37条において「特殊勤務手当条例」という。)第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の規定により算出して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が、その職員について定められた勤務時間(以下「既定の勤務時間」という。)中に勤務しないときは、その勤務しない日が次に掲げる日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

- (1) 休日
- (2) 代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員のその代休日
- (3) 有給の休暇を取得した日
- (4) その他任命権者が報酬を減額しないで勤務しないことを認めた日

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が既定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない日が前項第3号又は第4号に規定する日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第28条 既定の勤務時間を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加えた割合)を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、その勤務した日における既定の勤務時間と既定の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、1時間報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の125)を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間を割り振らない日の振替によりあらかじめ割り振られた1週間の既定の勤務時間(以下この項において「割り

振り変更前の既定の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の既定の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務については、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬を支給される時間(第1項ただし書の規定により支給される時間を除く。)の合計が1か月当たり60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に、次の各号に掲げる時間に応じ、それぞれの各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の規定により報酬を支給される時間(同項ただし書の規定により支給される時間を除く。) 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の175)

(2) 第2項の規定により報酬を支給される時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第29条 休日において既定の勤務時間中に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その既定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、休日に勤務することを命じられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員はその勤務に対しては、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第30条 既定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125を乗じて得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第31条 第17条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額(基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。)に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6か月以上であるときは、第1項の規定により読み替えて準用する第17条第1項の在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第32条 パートタイム会計年度任用職員が第9条第1項各号に定める職員に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法等は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第33条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内容と責任に応じた常勤の職員(地方自治法第204条第1項に規定する職員(法第3条に規定する一般職に属する職員に限る。))のうち、短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を除いた職員をいう。第46条において同じ。)の給料との権衡等を考慮し、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額とする。

2 前項の職務の級は、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた別表第5に掲げる基準となる職務に基づき分類し、その号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第34条 第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第6条に規定する週休日」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第35条 第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第36条 第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第37条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、特殊勤務手当条例の規定の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第38条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その日が次の各号のいずれかに該当する日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をそのフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数で除して得た額を減額する。

- (1) 休日
- (2) 代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員のその代休日
- (3) 有給の休暇を取得した日
- (4) その他任命権者が給与を減額しないで勤務しないことを認めた日

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第39条 第12条第1項及び第3項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第40条 第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条第2項中「正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第41条 第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第42条 第39条により準用される第12条第1項及び第3項から第5項までの規定、第40条により準用される第13条の規定並びに前条により準用される第14条の規定における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当（月額により支給されるものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数として規則で定める時間数で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第43条 第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、その勤務は、第39条により準用される第12条第1項、第40条により準用される第13条第2項及び第41条により準用される第14条の勤務には、含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第44条 第17条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）

る。)との合計が6か月以上であるときは、前項の規定により読み替えて準用する第17条第1項の在職する任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第45条 第20条の規定は、会計年度任用職員の給与からの控除について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第46条 第21条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給料及び報酬については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別表第1行政職給料表(1)に定める4級における最高の号給の額を超えない範囲内において、規則で定める。

別表第1中「第4条関係」を「第4条、第46条関係」に改める。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4(第23条、第33条関係)

会計年度任用職員給料表

職務の級	号給	給料月額
1級	1号給から97号給まで	その者の号給と別表第1行政職給料表(1)における同一の号給に対応する同表1級の欄に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める額
2級	1号給から89号給まで	その者の号給と別表第1行政職給料表(1)における同一の号給に対応する同表2級の欄に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める額

別表第5(第23条、第33条関係)

会計年度任用職員級別基準職務表

級	基準となる職務
1級	主事補の職務
2級	主事の職務

(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準

に関する条例（昭和43年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項、」を加え、同条第2項中「定める正規の勤務時間」の次に「及び勤務時間等条例第16条の規定により規則で定める勤務時間」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第19条 第4条、第5条、第5条の3、第13条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適用しない。
2 第4条、第5条、第5条の3及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

2 秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「報酬（秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）第8条の2に規定する地域手当に相当する報酬を除く。）」と読み替える。

（秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第44号を削り、第45号を第44号とし、第46号から第71号までを1号ずつ繰り上げ、第72号を削り、第73号を第71号とし、第74号から第80号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条第1項本文中「前条第1号から第79号まで」を「前条第1号から第77号まで」に改め、同条第2項中「前条第80号」を「前条第78号」に改める。

別表第1中秦野市環境創出行為紛争調整相談員の項及び法務専門調査員の項を削り、同表秦野市空家等対策審議会の委員の項及び秦野市自殺対策推進委員会の委員の項中「日額」を「同」に改める。

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第79号まで」を「条例第1条第1号から第77号まで」に、「条例第1条第80号」を「条例第1条第78号」に改める。

(秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

- 4 秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和34年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3年を超えない範囲内」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内）」を加え、同条第3項中「係属する間」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、その刑事事件が裁判所に係属する間又は同条第2項の規定により任命権者が定める任期のいずれか短い期間）」を加える。

第5条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第6条中「実施に関し」を「施行について」に改める。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項第1号、」を加える。

(秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 6 秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「その報酬が」を「その給料又は報酬（以下この号及び次号において「報酬等」という。）が」に、「報酬の額」を「報酬等の額」に改め、同条第4号中「報酬」を「報酬等」に改める。

(秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

- 7 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」

を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」及び「同法」を「法」に改め、同条第4項中「割振り」を「割り振り」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第16条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、その職務の性質等を考慮し、規則で定める。

(秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員

ア 次のいずれにも該当する職員

(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であること。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。

以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日。以下「1歳6か月到達日」という。）までにその任期（任期が更新される場合にあっては、その更新後の任期）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員であること。

イ 第2条の3第3号の規定により育児休業をしようとする職員（その養育する子が1歳に達する日（その子についてその非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が1歳に達する日以後であるときは、その末日とされた日。以下「1歳到達日」という。）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし、かつ、その育児休業に係る子について、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日を期間の初日とする育児休業をしようとする職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 その非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、その非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日においてその子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合であって、その非常勤職員がその子について育児休業をしようとするとき（その育児休業の期間の初日とされた日がその子の1歳到達日の翌日後であるとき又はその地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）。 その子が1歳2か月に達する日（その日が育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（その子の出生の日からその子の1歳到達日までの日数をいう。）から、育児休業等取得日数（その子の出生の日以後その非常勤職員が出産休暇により勤務しなかった日数とその子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、その経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳到達日（その子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日がその子の1歳到達日後であるときは、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（その子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日）を期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するとき その子の1歳6か月到達日
ア その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日（その非常

勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合にあっては、その末日とされた日)において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者とその子の1歳到達日(その配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後である場合にあっては、その末日とされた日)において地方等育児休業をしているとき。

イ その子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要として規則で定める場合に該当するとき。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日(その子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者とその子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしているとき。
- (2) その子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するとき。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非

常勤職員が、その育児休業に係る子について、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項及び次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第20条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、その非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項において「介護をするための

時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその育児時間又はその介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例の一部改正)

- 9 秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例(平成17年秦野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「地方公務員法第28条の5第1項」を「同法第22条の2第1項第2号、第28条の5第1項」に、「採用された」を「採用され、又は任用された」に改める。

(秦野市行政不服審査法施行条例の一部改正)

- 10 秦野市行政不服審査法施行条例(平成28年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とする。

第14条第3号中「第16条」を「第13条」に改め、同条を第11条とする。

第15条を第12条とし、第16条から第19条までを3条ずつ繰り上げる。

第20条中「又は第12条」を削り、同条を第17条とする。

第21条を第18条とする。

別表中「第17条関係」を「第14条関係」に改め、同表区分の欄中「第15条第1号」を「第12条第1号」に、「第15条第3号」を「第12条第3号」に改め、同表手数料の額の欄中「第15条第1号」を「第12条第1号」に改める。

(法務専門調査員の任期の特例)

- 11 この条例の施行の日の前日に法務専門調査員に委嘱されている者については、この条例の施行をもってその任期を満了したものとみなす。

議案第 号 秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>秦野市職員の給与に関する条例の一部改正</p>	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により職員の給料、報酬及び手当の額、支給方法その他の必要な事項について定める。</u></p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第13条 職員には、正規の勤務日が勤務時間等条例第7条に規定する祝日法等による休日又は年末年始の休日（以下<u>第25条第2項を除き「休日」という。</u>）に当たっても正規の給与を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条から第18条まで及び第31条においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。</u>）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、若しくは</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定により職員の給料及び手当の額、支給方法その他の必要な事項について定める。</u></p> <p>(休日勤務手当)</p> <p>第13条 職員には、正規の勤務日が勤務時間等条例第7条に規定する祝日法等による休日又は年末年始の休日（以下「休日」という。）に当たっても正規の給与を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条から第17条の3までにおいてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。</u>）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条</p>

法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2-6 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6か月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2-5 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第21条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償については、この条から第46条までに定めるところによる。

2 会計年度任用職員の給与は、法第22条の2第1項第1号に規定する職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当とし、同項第2号に規定する職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあ

第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2-6 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日をそれぞれ「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し基準日以前6か月以内の期間におけるその者の人事評価に応じて支給する。これらの支給は、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2-5 (略)

っては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(会計年度任用職員の給与の支払)

第22条 第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の基準月額)

第23条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の基準となる月額(次条第1号において「基準月額」という。)は、そのパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間の時間数が勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間の時間数と同一であるとした場合に、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額に、100分の6を加算した額とする。

2 前項の職務の級は、そのパートタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた別表第5に掲げる基準となる職務に基づき分類し、その号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第24条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各

号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

(1) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 その職員の基準月額に12を乗じて得た額を、その職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数から規則で定める時間数を減じて得た数で除して得た額（以下「1時間報酬額」という。）

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 1時間報酬額にその職員について定められた1日当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

(3) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 1時間報酬額にその職員について定められた1か月当たりの勤務時間の時間数を乗じて得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第25条 第6条の規定は、月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について準用する。

2 時間額又は日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬は、その者の勤務した時間数又は日数に応じて、その勤務した月の翌月の16日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）に支給する。ただし、市長が必要と認める場合は、支給

日を繰り上げることができる。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第26条 秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年秦野市条例第3号。以下この条及び第37条において「特殊勤務手当条例」という。）第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の規定により算出して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が、その職員について定められた勤務時間（以下「既定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、その勤務しない日が次に掲げる日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

(1) 休日

(2) 代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員のその代休日

(3) 有給の休暇を取得した日

(4) その他任命権者が報酬を減額しないで勤務しないことを認めた日

2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が既定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない日が前項第3

号又は第4号に規定する日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、1時間報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第28条 既定の勤務時間を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加えた割合)を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、その勤務した日における既定の勤務時間と既定の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、1時間報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の125)を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間を割り振らない日の振替によりあらかじめ割り振られた1週間の既定の勤務時間(以下この項において「割り振り変更前の既定の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務の全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につ

き、1時間報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割り振り変更前の既定の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の既定の勤務時間との合計が1週間当たり38時間45分に達するまでの間の勤務については、支給しない。

3 前2項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬を支給される時間（第1項ただし書の規定により支給される時間を除く。）の合計が1か月当たり60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えてした勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に、次の各号に掲げる時間に応じ、それぞれの各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の規定により報酬を支給される時間（同項ただし書の規定により支給される時間を除く。） 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、100分の175）

(2) 第2項の規定により報酬を支給される時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第29条 休日において既定の勤務時間中に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その既定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額の報酬を支給する。ただし、休日に勤務することを命じられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員のその勤務に対しては、支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第30条 既定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間報酬額に100分の125を乗じて得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第31条 第17条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額をいう。）に

100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて第17条第2項の表に定める割合を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上であるときは、第1項の規定により読み替えて準用する第17条第1項の在職する任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第32条 パートタイム会計年度任用職員が第9条第1項各号に定める職員に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法等は、規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第33条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、その職務の内容と責任に応じた常勤の職員（地方自治法第204条第1項に規定する職員（法第3条に規定する一般職に属する職員に限る。）のうち、短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を除いた職員をいう。第46条において同じ。）の給料との

権衡等を考慮し、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の級及び号給に応じて、別表第4に定める給料月額とする。

2 前項の職務の級は、そのフルタイム会計年度任用職員の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に応じた別表第5に掲げる基準となる職務に基づき分類し、その号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第34条 第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第6条に規定する週休日」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第35条 第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第36条 第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第37条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、特殊勤務手当条例の規定の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第38条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、その日が次の各号のいずれかに該当する日である場合を除き、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をそのフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間の時間数に52を乗じて得た数で除して得た額を減額する。

(1) 休日

(2) 代休日を指定されて休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員のその代休日

(3) 有給の休暇を取得した日

(4) その他任命権者が給与を減額しないで勤務しないことを認めた日

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第39条 第12条第1項及び第3項から第5項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第40条 第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条第2項中「正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）中に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第41条 第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「そのフルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第42条 第39条により準用される第12条第1項及び第3項から第5項までの規定、第40条により準用される第13条の規定並びに前条により準用される第14条の規定における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当（月額により支給されるものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間数として規則で定める時間数で除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第43条 第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。この場合において、その勤務は、第39条により準用される第12条第1項、第40条により準用される第13条第2項及び第41条により準用される第14条の勤務には、含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第44条 第17条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、同条第1項中「在職する職員」とあるのは、「在職する任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員」と読み替える。

2 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に引き続きフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上であるときは、前項の規定により読み替えて準用する第17条第1項の在職する任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第45条 第20条の規定は、会計年度任用職員の給与からの控

除について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第46条 第21条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮して市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給料及び報酬については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別表第1行政職給料表(1)に定める4級における最高の号給の額を超えない範囲内において、規則で定める。

(委任)

第47条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第4条、第46条関係)

(略)

別表第4 (第23条、第33条関係)

会計年度任用職員給料表

職務の級	号給	給料月額
1級	1号給から97号給まで	その者の号給と別表第1行政職給料表(1)における同一の号給に対応する同表1級の欄に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める額

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

(略)

2級	1号給から89号給まで	その者の号給と別表第1行政職給料表(1)における同一の号給に対応する同表2級の欄に掲げる額を超えない範囲内において規則で定める額
----	-------------	--

別表第5 (第23条、第33条関係)

会計年度任用職員級別基準職務表

級	基準となる職務
1級	主事補の職務
2級	主事の職務

秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(給与の種類)

第2条 水道事業及び公共下水道事業の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用されたもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成24年秦野市企業管理規程第4号)において準用する秦野市職

(給与の種類)

第2条 水道事業及び公共下水道事業の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用されたもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成24年秦野市企業管理規程第4号)において準用する秦野市職

員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）で定める正規の勤務時間及び勤務時間等条例第16条の規定により規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 （略）

（会計年度任用職員についての適用除外）

第19条 第4条、第5条、第5条の3、第13条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適用しない。

2 第4条、第5条、第5条の3及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）
- 2 秦野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1項を加える。

員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）で定める正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 （略）

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「報酬（秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）第8条の2に規定する地域手当に相当する報酬を除く。）」と読み替える。

（秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第44号を削り、第45号を第44号とし、第46号から第71号までを1号ずつ繰り上げ、第72号を削り、第73号を第71号とし、第74号から第80号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条第1項本文中「前条第1号から第79号まで」を「前条第1号から第77号まで」に改め、同条第2項中「前条第80号」を「前条第78号」に改める。

別表第1中秦野市環境創出行為紛争調整相談員の項及び法務専門調査員の項を削り、同表秦野市空家等対策審議会の委員の項及び秦野市自殺対策推進委員会の委員の項中「日額」を「同」に改める。

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第79号まで」

を「条例第1条第1号から第77号まで」に、「条例第1条第80号」を「条例第1条第78号」に改める。

(秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

- 4 秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和34年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3年を超えない範囲内」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、同条第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内）」を加え、同条第3項中「係属する間」の次に「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、その刑事事件が裁判所に係属する間又は同条第2項の規定により任命権者が定める任期のいずれか短い期間）」を加える。

第5条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第6条中「実施に関し」を「施行について」に改める。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 5 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項第1号、」を加える。

(秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

- 6 秦野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年秦野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「その報酬が」を「その給料又は報酬(以下この号及び次号において「報酬等」という。)が」に、「報酬の額」を「報酬等の額」に改め、同条第4号中「報酬」を「報酬等」に改める。

(秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

- 7 秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和46年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」及び「同法」を「法」に改め、同条第4項中「割振り」を「割り振り」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間等)

第16条 第2条から前条までの規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休

日、休暇等については、その職務の性質等を考慮し、規則で定める。

(秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 非常勤職員のうち、次のいずれかに該当する職員以外の職員

ア 次のいずれにも該当する職員

(ア) 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上であること。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日。以下「1歳6か月到達日」という。）までにその任期（任期が更新される場合にあっては、その更新後の任期）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでないこと。

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員であること。

イ 第2条の3第3号の規定により育児休業をしようとする職員（その養育する子が1歳に達する日（その子につ

いてその非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が1歳に達する日以後であるときは、その末日とされた日。以下「1歳到達日」という。)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をし、かつ、その育児休業に係る子について、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日を期間の初日とする育児休業をしようとする職員

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 その非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が、その非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日においてその子を養育するために育児休業法その他の

法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合であって、その非常勤職員がその子について育児休業をしようとするとき（その育児休業の期間の初日とされた日とその子の1歳到達日の翌日後であるとき又はその地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。）。その子が1歳2か月に達する日（その日が育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（その子の出生の日からその子の1歳到達日までの日数をいう。）から、育児休業等取得日数（その子の出生の日以後その非常勤職員が出産休暇により勤務しなかった日数とその子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、その経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳到達日（その子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又はその非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日とその子の1歳到達日後であるときは、その末日とされた日（その育児休業の期間の末日とされた日とその地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（その子の1歳到達日後

の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日)を期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき その子の1歳6か月到達日

ア その子について、その非常勤職員がその子の1歳到達日(その非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)がその子の1歳到達日後である場合にあつては、その末日とされた日)において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳到達日(その配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)がその子の1歳到達日後である場合にあつては、その末日とされた日)において地方等育児休業をしているとき。

イ その子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要として規則で定める場合に該当するとき。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員がその子の1歳6か月到達日の翌日(その子の1歳6

か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) その子について、その非常勤職員がその子の1歳6か月到達日において育児休業をしているとき又はその非常勤職員の配偶者がその子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしているとき。
- (2) その子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当するとき。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、その育児休業に係る子について、その任期が更新され、又はその任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、その任期の末日の翌日又はその引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第7条第1項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項及び次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第20条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上ある非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、その非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、その非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（その非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下この項にお

いて「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、その時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からその育児時間又はその介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例の一部改正)

9 秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例(平成17年秦野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「地方公務員法第28条の5第1項」を「同法第22条の2第1項第2号、第28条の5第1項」に、「採用された」を「採用され、又は任用された」に改める。

(秦野市行政不服審査法施行条例の一部改正)

10 秦野市行政不服審査法施行条例(平成28年秦野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とする。

第14条第3号中「第16条」を「第13条」に改め、同条を第11条とする。

第15条を第12条とし、第16条から第19条までを3条ずつ繰り上げる。

第20条中「又は第12条」を削り、同条を第17条とする。

第21条を第18条とする。

別表中「第17条関係」を「第14条関係」に改め、同表区分の欄中「第15条第1号」を「第12条第1号」に、「第15条第3号」を「第12条第3号」に改め、同表手数料の額の欄中「第15条第1号」を「第12条第1号」に改める。

(法務専門調査員の任期の特例)

- 11 この条例の施行の日の前日に法務専門調査員に委嘱されている者については、この条例の施行をもってその任期を満了したものとみなす。